

令和5年第3回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	令和5年10月3日 火曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和5年10月3日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	延 会	令和5年10月3日 12時10分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 6名 欠席 1名 欠員 1名
	1	向出 健	×	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	大倉 博	○	7	由本好史	○	
	4	欠 員		8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 課 長	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	商工観光 課 長	石川久仁洋	○	
	会計管理者	増田紀子	○	建設産業 課 長	福島 学	○	
	企画調整 課 長	草水英行	○	人権啓発 課 長	吉田和秀	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務局 長	穂森美枝	○	議会事務局 主 査	井上卓弥	○	
会 議 録 署名議員	5 番	坂 本 英 人		6 番	田 中 良 三		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

# 令和5年第3回笠置町議会会議録

令和5年9月14日～令和5年10月5日 会期22日間

議 事 日 程 (第3号)

令和5年10月3日 午前9時30分開議

第1 一般質問

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年9月第3回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

向出健議員から、体調不良のため欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

議長（西 昭夫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

一般質問は通告制ですので、通告書に従い行ってください。通告していない質問及び関連質問は許可いたしません。

また、答弁は簡明に行ってください。

7番、由本好史議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） おはようございます。

議長のお許しをいただき、通告書に基づき質問をさせていただきます。

私の質問につきましては、笠置いこいの館について、負担金支出団体である四季彩祭実行委員会について、木津川河川空間のオープン化について、特別養護老人ホームについて、公共施設改修基金についての5項目について質問させていただきます。

まず、1点目の笠置いこいの館についてですが、笠置いこいの館の再建に向けて、地域活性化起業人を7月3日から7月21日まで募集するとのことでしたが、応募状況はどのようなになっているのかお聞かせください。

なお、以降、自席で行いますので、よろしく願いいたします。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

地域活性化起業人の募集の状況についてでございます。

7月3日から町のホームページによりまして、笠置いこいの館再建に関わる地域活性化起業人の募集を行いましたところ、締切り期限までに募集がございませんでした。募集状況については以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

そうしたら、応募がなかったということですが、今後この地域活性化起業人、また、いこいの館再建に向けてはどのようにして取組をされるのか教えてください。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

地域活性化起業人につきまして募集を行いました。結果、応募がありませんでした。その結果、今後の採用日程等を考慮いたしまして町長との協議を行った結果、直接企業に働きかける方法で起業人を採用することといたしました。起業人につきましては、温浴施設の経験等に実績のある企業が快く派遣いただけることになりましたので、書類審査や町長面接を経まして、10月1日付で派遣元企業との協定を締結し、地域活性化起業人の採用を行ったところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

起業人を募集したけれども、応募がなかった。それで、直接企業のほうに働きかけをしたということなんですが、そういった企業については、どういった企業に働きかけをされて、何社働きかけをされたのか、そのあたりの詳しい説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 派遣元企業につきましては、温浴施設の経験、運営のある企業のほうに対して働きかけをさせていただきました。働きかけた企業につきましては1社でございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

今、働きかけをした企業は1社ということなんですが、1社ということで、その1社を選ばれた理由とか、なぜそのところを選ばれたのか、また、ほかの企業にもアポイントされたのかという詳しい説明が要るかなと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

派遣元企業の検討につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたが、温浴施設の経験、運営に関わる経験値や実績が豊富な企業ということで選定をさせていただいて、今回お願いした企業につきましては、笠置いこいの館開館当初にも、ろ過機の保守点検業務に携わ

っていただき、そういった企業でございまして、笠置いこいの館も十分御存じであると、そういった点を考慮して、起業人の派遣というのをお願いしていたところでございます。

複数企業にお願いできれば一番よかったところなんですが、採用開始の期限等もございまして、町長とも相談させてもらったんですけども、町長のほうもそういった企業との面識もないということで、今回1社との話合いということになりました。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

起業人を募集して、7月21日まで募集をされて、今まで時間的余裕があったかと思うんですけども、企業の選考についてやっぱり不透明だと思うんですけども、また、派遣開始を当初は9月1日からしていただくというようなことだったと思うんですけども、それが10月1日になったということで、スケジュールもかなり後に押してきていると思うんですけども、今後のスケジュールとか、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 起業人の採用開始が9月1日ということですが、そういうお話をさせていただいておりましたが、募集を始めて最短で9月1日に、早ければ採用していきたいということでお話しさせていただきましたところ。その点、最短でそういう計画であったということで御理解いただきたいと思います。

次につきましては……ちょっと質問を忘れてしまったんですが……

（「スケジュール」と言う者あり）

商工観光課長（石川久仁洋君） スケジュール、すみません。申し訳ないです。

スケジュールにつきましては、10月1日付で採用させていただきましたので、10月1日から平成6年3月31日まで、起業人として活動していただけるというスケジュールでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

当初の計画では、起業人をリーダーとしてプロジェクトチームを組むというような話だったと思うんですけども、そのプロジェクトチームはどのようになっているのか、どういう活動をされているのか教えてください。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

その前に、先ほど「平成」という表現、間違いがありましたので、「令和6年3月31日」の間違いでございます。訂正させていただきます。

由本議員のプロジェクトチームのお話でございます。

これにつきましては、町内でいろいろ起業人に対して協力して、共に事業を進めていきたいという中でのプロジェクトチームの思いでございます。そういうチームが現在まだ動いてはおらないんですけれども、起業人さんが入っていただいて、運営の中で起業人さんと相談しながら、このプロジェクトチームというのも運営していきたいというふうに考えておりますので、現在のところ、このチームがどう動いていくかということは、まだ未定の状況でございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

笠置いこいの館については、もう何もされないで毎年大きなお金を費やしてこられておりますので、やっぱりもっとスピード感を持ってやっていただきたいと思うんですけれども、また、町長の任期があと6か月ということですので、そのあたりの町長のお考えをお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、今期の任期があと6か月ということで、スピード感を持って、具体的な再建計画についてのお話を起業人、また、プロジェクトチームと一緒に進めていきたいというふうに考えております。協議の内容、進行等々については、ある程度、経過経過で特別委員会等々にお諮りして、また住民の皆さんにも周知できるような形を取っていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

やはり派遣企業の選考については、もっと詳しく説明をしていただく必要があるかと思っておりますので、また後日でもよろしくお願ひしたいと思います。とにかくスピード感を持って対応していただけますようお願いいたします。

次に、いこいの館の備品管理についてお尋ねしたいと思います。

以前にも、議員から、いこいの館のバスについて質問されておりましたが、その後どのように事務を進められているのか。また、その他、いこいの館の備品の管理はどのようにされ

ているのかお聞かせ願いたいと思います。

いこいの館には、いろいろな備品があると思います。特にいこいの館の裏には洗濯機や乾燥機など、そして、バギーカーや笠置町保管というブルーシートに包まれた車がありました。これは今処分をされているようですけれども、この車についてもどのように処分されたのかなど、これらの備品についてどのように管理をされているのか、説明をお願いいたします。

そして、このバギーカーを置いてあるところにドラム缶がありまして、このドラム缶は屋外に置かれておりまして、腐食しております。中には液体が入っているようなんですが、この液体は何なのでしょう。安全なものなのでしょう。その点の説明もよろしく願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

いこいの館駐車場に駐車しております2台のマイクロバスについてでございますが、これは以前から御指摘いただいていたところでございます。ついては、早期の対応を目指しまして、笠置町公募型物品売払い要項を作成いたしまして、8月15日から本町ホームページにおきまして、公募型見積り合わせによる公用車の売払いを掲載し、公募を開始いたしました。売払う車両につきましては、以前に循環バスで使用しておりましたマイクロバスと笠置いこいの館で使用しておりましたマイクロバス、2台でございます。要項では予定価格に当たります最低売払い価格を設定し、笠置町財務規則第177条の公有財産の売却及び譲渡により事務を進めているところです。

現在の状況でございますが、見積書の提出期限までに1台分の見積書の提出がございました。9月29日に開札を行い、現在決裁中でございますが、物品売払い契約の締結に向けて事務を進めているところでございます。応募がなかった1台につきましては、引き続き公募を行っていく予定でございます。

次に、いこいの館の、今御指摘いただきました管理状況、備品についてでございます。

まず、四輪バギーにつきましては、以前、地域活性化起業人さんが町内移動に使用していたものだと聞いております。その後、退任後そのままあの場所に置かれておりまして、現在は所有者に撤去を依頼しているところでございます。

次に、ブルーシートをかぶった車でございます。これにつきましては、行旅死亡人の所有車両でございまして、税住民課から一時保管を依頼され、撤去が済んだところでございます。

次に、洗濯機、乾燥機等でございます。洗濯機につきましては、現在も利用させていただ

いておりまして、乾燥機は温浴施設が休止して以来、未使用の状態でございます。2機とも温浴施設いこいの館が稼働しているときに利用されていたものでございまして、洗濯機につきましては、今後も使っていきたいというふうに考えております。

それから、先ほど言っておりましたドラム缶につきましては、現状まだ確認できておりません。至急確認いたしまして、適切な対応を取らせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

いこいの館には、ほかにもいろいろ備品があると思うんですけども、レンジであったり、扇風機であったりとか、それと空気清浄機のようなものがあつたりするんですけども、こういうあたりをちゃんと把握されているのでしょうか。やっぱり機械類というのは、使用しないと駄目になるというようなものもありますし、いこいの館の備品については、有効に活用し、適切な管理をする必要があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、また、ゲートボール場のところに消火器が置かれておりますが、消火器を屋外に置かれる場合などは、腐食を避けるなどして、ボックスに入れて管理をする必要があると思いますが、消防署からそういった指導はないのでしょうか。このような消火器についても、どのように管理をされているのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどおっしゃっていただきました扇風機であったり、レンジであったり、扇風機につきましては、まだ今使える状態ですので活用させていただきたいと思います。それから、縦型空気清浄機のことだと思うんですけども、これは以前いこいの館室内で使用されていたと思われる空気清浄機でございまして、フィルターの清掃や取替えなどをしたら使えるかもしれませんが、現状の空気清浄機にありますようなコロナ対策であったり、除菌効果など、そういったことは装備が恐らく十分ではないものと考えられます。室内で再利用するということは適さないのではないかというふうに考えております。処分する方向で検討していきたいというふうに考えております。

消火器につきましては、雨風が直接かかる場所に置かれていた消火器でございましたので、屋内に移動させていただきました。そのほか、ゲートボール場に多数消火器がございます。使用期限も切れているものもございますので、先ほど議員のほうからもありましたとおり、



消防署との確認を取りまして、再度検証して適切な配置等に努めたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

不用な備品でしたら処分をしていただいて、使用が可能な備品でしたら有効活用をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、消火器につきましても、底のほうを腐食しますとかなり危険なものになりますので、その点、また管理のほうをよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

負担金支出団体である四季彩祭実行委員会について、町長は以前、四季彩祭実行委員会の会長職の辞任と組織の見直しをお伝えしていると、また、イベントの実行委員会は、四季彩祭実行委員会は解散し、紅葉、食のイベントに関しては、それぞれのイベントごとに実行委員会を立ち上げると。そして、実行委員会のメンバーは、一応公募及び今までの実行委員会のメンバーに手を挙げていただき、それぞれの実行委員会を立ち上げて組織するんだと発言されておられましたが、どのようになったのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

四季彩祭実行委員会の会長を辞任するということと、組織の見直しに関しましては、6月27日に開催されました定期総会において実行委員会のほうにお諮りしたところでございます。

しかしながら、笠置町の各種のイベントは、これまで町が先頭に立って実施してきた経緯があり、各種団体も町長が先頭に立つから集まり、協力してきた。今後も町長が会長として四季彩祭のイベントを進めてほしいなどの御意見をいただき、引き続いて、四季彩祭実行委員会の会長は私が就任することとなりました。

また、組織の見直しに関しましては、これまで4つのイベントの全てを四季彩祭実行委員会で総括して実施してまいりましたが、今後はもみじ公園の夜間ライトアップ、鍋フェスタ、さくらまつり等につきましては、それぞれのプロジェクトチームを実施委員会として組織し、それぞれプロジェクトチームのプロジェクトリーダーを定めて事業を進めていくという形になりましたので、御報告させていただきます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

以前にも、会長職を務めるに当たって、双方代理というような説明をされていたかと思うんですけども、このあたりの説明もよろしくお願ひしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

双方代理というのは、民法第108条に規定されていて、予算を出すほうと受け取って執行するほうと同じ人間になるというのは具合が悪いということで民法に定められており、このことについては、地方自治法の中でも、法令を改正して記載されている事項になっております。この件については、笠置町の顧問弁護士、それから京都府にも確認をさせていただきました。

まず、実行委員会の代表が誰であれ、予算というのは承認されたものであるということと、実行委員会が複数の団体等によって構成され、共通の目的を達成するために組織化されたものであり、実行委員会の代表が構成員の推薦等で選出されるもので、必ずしも行政の関係者が務めなければならないとは言えないというようなことで、ただし、監査等で双方代理に当たるのではないかという御指摘を受けておまして、町長として辞任を提案した経緯があるのであれば、そのことを議会に報告するべきであるというふうな御意見を承りました。

その結果、決算承認の際に、事後の追認という形で町長が会長である旨を報告させていただき、予算審議の際には、町長が会長である団体の負担金である旨を説明した上で御審議していただくことで、あらかじめの許諾という形での整理をいたしました。

加えて、実行委員会が負担金の請求を行う際に、町長である会長が委任した者から請求する。または、地方自治法の第153条の規定に基づいて、町長の権限に属する事務の一部を臨時に代理する者を定める規則を定め、実行委員会から町長の臨時代理者に対し請求することで双方代理を回避することといたしました。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

笠置町には、いろんな委員会、協議会があるかと思うんですけども、そうしたら、そのあたりの会長についても、町長が就任しても問題ないというようなことなんでしょうか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

確かに、おっしゃるように笠置町はいろんな団体がございます、私が名目上会長を務め

ておったりというような、いわゆる充て職と言われているような、そうした団体があるということとは了解しておりますが、今のところは、双方代理に当たるというような団体はないというふうに認識しております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

四季彩祭実行委員会と町との関係はどのようになるのか。また、予算編成時にイベントの実施については、各種イベント事業費補助金として当初予算を組まれましたが、実行委員会と町の共催という形で実施し、実行委員会に対し町の負担金として負担金を支出するという一方で、各種イベント事業費負担金として予算を組替えされましたが、四季彩祭実行委員会は解散されず、それぞれイベントごとに実行委員会を立ち上げるということとをされないというようなことですが、その補助金と負担金について、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

まず、補助金というのは、これは法令で補助金という制度があるというわけではございませんで、行政では一般的に補助金というような形での支出がされております。負担金というのは、これは行政を進めていくに当たってのいわゆる義務的負担、または、ある事業を進めるために行政側が定まった金額を支出するというような形になりますので、ちょっと法的な位置づけというのは若干異なるかと思えます。

そうした負担金を出していくということで、行政が一つ主体的にこうした事業を実施していくんだということを明確にするために、今年度の予算編成では、これまでの補助金という形をやめて、負担金という形で事業実施を進めていくというふうに、これは当初予算からそういうふうに提案させていただいておまして、予算の組替えを行ったわけではございませんけれども、町が四季彩祭実行委員会において、積極的に実行委員会の主要メンバーとして参画していくということで、今年度は負担金という形での予算計上をさせていただきました。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

当初では、補助金ということで予算を組まれたわけですよ。それから、次の予算のときに負担金ということで組替えをされて、そのときの説明が先ほど私が申し上げたものなんで、

そのときは実行委員会を解散するんだというような説明があったので、先ほどの質問をしたわけですよ。だから、今後は負担金でいくという話でよろしいんですね。

もみじまつりと鍋フェスタの経費ですが、町から負担金として400万円を支出するということです。他の自治体では花火大会等を開催されておりますが、一方で花火大会を見送った自治体があります。理由といたしましては、物価高騰により協賛金等が集まらなく、経費が賄えないということですが、笠置町では、これらのイベントをどのような規模でいつ頃開催されるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

笠置町では、四季のイベントにつきまして現在計画させていただいております内容につきましては、もみじ公園のライトアップ事業を11月1日から30日までの間で笠置山もみじ公園におきまして実施を計画しております。鍋フェスタにつきましては、令和6年1月28日、いこいの館前広場で開催を予定しております。先週の実行委員会で決めていただいたんですけども、さくらまつりについては、3月31日土曜日を予定日として現在進めておるところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 何でしたか。

（「鍋フェスタの予定の規模です」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 鍋フェスタの規模、予定でいいですが、どれぐらいの規模を想定しているか。商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

鍋フェスタの規模という点でございますけれども、現在、予算で思っておりますのは400万を基準に考えていきたい、そういった規模になるかと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

先ほど申し上げた物価高騰とか、協賛金が集まらないということで、規模が縮小するんじゃないかなというような心配をしておったんで、どれぐらいの規模で実施されるのかというのがちょっと気になったので、質問させていただいたところです。

また、鍋フェスタについては、準備等かなり日数が必要であると思います。以前でしたら、何年も続いていたイベントも、当初からかかっても12月に実施されたというようなことな

んですけれども、今回はこれからですよ。これからして、1月28日に開催というようなことですので、また、先ほど申しました予算面についての問題はないかということをご心配しております。

また、この窓口については、笠置まちづくり会社のほうでということによろしいのでしょうか。商工観光課のほうで窓口となってやられるのか、その点、お聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

鍋フェスタに限らず、四季彩祭のイベントにつきましては、笠置まちづくり株式会社が事務局となって、窓口になっております。商工観光課につきましても、町の事務局として共に運営していくこととなります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

この前の補正でも、職員の時間外勤務手当がかなり抑制されているような予算を組まれたということで、職員の負担というものがどうなのかというあたりも心配しておりますので、また、適切にイベントが実施されますようによろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

木津川河川空間のオープン化についてです。

これについては、令和4年10月1日から令和5年9月30日まで社会実験を実施されてこられていますが、その社会実験はどうであったのか。また、今後どういったスケジュールなのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

笠置町の木津川流域における河川空間のオープン化に向けた社会実験についての御質問でございます。

社会実験につきましては、令和4年10月1日から開始され、本年9月30日をもって終了いたしました。この事業は、河川空間を利用し、民間事業者の参入を可能とすることで、キャンプ場のみならず、さらなる町のにぎわいづくりや町の活性化を図るため、笠置町木津川河川空間活用協議会を設立し、社会実験に取り組みました。

実施期間中は延べ20の事業者が参加され、飲食メニューの提供やアウトドア商品の展示販売、テントサウナの体験イベントなどが実施されました。販売実績につきましては、出店

時期や天候、提供メニュー、単価により、単純に比較することはできませんが、キャンプ客が利用したいメニューやサービスが明らかになったことや、町内業者さんも積極的に参加いただいたことなど、一定の成果はあったと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、現在、各戸配布でお配りしております町民アンケート調査やキャンプ場利用客の声を集約し、また、出店者からの販売実績等の実績報告から詳細データの分析を行い、総合的に判断した中で、笠置町木津川河川空間活用協議会を開催し、具体的な実施について検証を行います。その結果を受けまして、近畿整備局へ要望書の提出、オープン化に向けた占用許可申請を行っていく予定でございます。

町といたしましては、河川のオープン化開始目標を令和7年4月1日と定め、皆さんに御利用していただけるよう計画を進める予定でございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

令和7年4月1日からというような話ですけれども、それまでの間というのは、スケジュール感というのか、そのあたりはどうされるのか、詳しく説明をしていただけますでしょうか。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの説明と重複するところがありますが、日程としまして、具体的にいつからいつまでは何をしてというところまでは、今示していけないところなんです、基本的には、現在のアンケート調査であったり、出店者からの実績であったり、そういったことのデータ収集をまずは実施していきたいと思っております。

その集計を行いましたら、河川空間活用協議会を開催し、その中で、今回のオープン化というのはどうであったか、これからどうするべきか、町のにぎわいにつながったのかといったことを協議会で話をさせていただくということになると思っております。

それを経て要望書の提出という形になるわけですけれども、その要望書の中身についても、協議会のほうでいろいろと検証していただき、近畿整備局との調整の中で、次に、占用許可申請という流れになってくるかと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

ただ、近畿整備局とか、相手方がある話ですよ。それで大体日程が分かるかと思うんで

すよ。いつまでにしなければならないというようなことがね。そのあたり、担当課としてちゃんとスケジュール感を持っていただいて、やっていただきたいと思いますが、それで、町長、3月定例会で、社会実験終了後に、河川敷で頂いている協力金の一定部分を町の一般会計に入れていく協議を進めていくんだと発言をされておりました。どのようになるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） 木津川河川空間のオープン化以後のいろんな収入について、これは、基本的に笠置町が占有許可をいただいてやっていくわけですけれども、その後の管理の方法について等々も、今後検討していく形になるかと思えます。どのような形で維持管理していくのかということもございませぬし、どういった事業者さんが河川空間で出店されるのかというようなことも関わってきますので、これについては、まだ具体的にお話を進められる状況ではございませぬ。

取りあえずは、オープン化を目指して、国、淀川河川事務所等々とお話を進めていく。また、河川空間の協議会のほうで話をしていくという形になろうかと思えます。

具体的に今どうした形でお金を町の会計のほうへ入れていくのかという話は、まだ詰まっております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

以前から申し上げているとおり、河原のごみ代、し尿の処分代とか、かなり町民の負担になっているわけですよ。そういったことから、やはりこういったものを早く町に入れていただくということが必要かと思えます。また、そのあたりの観光協会との今までのごみの処分費、し尿の処分費の話合いというのはどうなっているんでしょうか、お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

まずは、し尿とごみ処理でどの程度の費用を笠置町の一般会計から支出しているのかというところについての積算は既に出していたところでございます。

この点については、根本的に解決しようとする、し尿処理については広域事務組合、それから、ごみのほうは連合のほうで管轄しておりまして、その点の条例ないし規則等々の改定を行わないことには抜本的な解決にはならないと。そのことについて、東部連合のほうには申入れをしております。この件について何とかしてくださいと、一般会計から出ておりま

すよということで、和東町、それから南山城村のほうにも同様のお話をしております。処理費が実際に頂いているお金を上回っているということで、それぞれの町村も一般会計からの支出をされておるとい状態にあるということは、お話しさせていただいております。

現在、実際に昨年度この程度の負担が増えています。増えたというのは、基本的にキャンプ場が閉鎖されていまして、一昨年ですか、昨年はかなりの利用者が来られたので、一気に増えたみたいに見えているんですけども、実際は数%の増加ということなんです、その分について実際これだけの処理費を町が払っているということで観光協会のほうにはお話をしており、これについては何度かお話をさせていただいております。一定の負担はお願いしておりますけれども、ただし、法的な根拠はございませんので、きちんと観光協会さんは搬出費用であるとか、それから処理費用について払っておられますので、それで赤字になっているのは、あと町側が負担しているというのは、もともとの連合なりの規定がそうなおるといことなんで、まずはそこを訂正しないといけませんよねというお話になっております。引き続き、観光協会には何らかの形で協力してくださいということをお願いしようと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

木津川の河川空間で、現在、町民のほうがかかなりごみの処理費、し尿の処理費を負担しているというような状況になっています。やっぱりこれで町民の方の負担になっている、迷惑なことになっているということがあってはいけないと思うんです。そのあたり、ちゃんと観光協会等々いろいろな話合いをされて、町民に喜ばれるような空間になってほしいと思いますので、またこれからも努力のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、次、特別養護老人ホームについてお伺ひしたいと思ひます。

特別養護老人ホームにつきましては、第10次の高齢者福祉計画並びに第9期介護保険計画に掲載する必要があり、そのためアンケート調査を実施しているとのことでしたが、その結果はどのようになったのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

次期計画策定の基礎資料とするため、2つのアンケートを実施いたしました。

まず、介護予防日常生活圏ニーズ調査につきましては、配布数512通に対して回収数339通、回収率は66.2%です。在宅介護実態調査につきましては、配布数76通に対



して回収数が34通、回収率が44.7%という結果でした。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

アンケートの回収率をおっしゃいましたけれども、アンケートの内容でそれぞれの計画をどのようにされるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども申しましたとおり、アンケートにつきましては、次期計画の策定の基礎資料ということで、それをまた活用していきたいと思います。

それから、先日9月25日に第1回目の策定委員会を開いて、今後あと2回の委員会を開催する予定でございます。

今後、素案を作成するに当たりまして、令和6年から8年度の各種介護サービスの見込み量等を算出していきます。そういったことも踏まえて、アンケートと併せて、計画のほうの素案というふうな形でつくっていききたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

今、令和6年から8年度とおっしゃいましたけれども、そうしたら実際、計画というのはいつできるんでしょうか。今のアンケートを素案としてされるということなんですかね。そうしたら、令和9年にできるんですか。その点、詳しい説明をお願いします。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

次期計画の年度が令和6年度から8年度になります。令和4年度、5年度で、その令和6年度から8年度の計画のものをつくってございまして、計画自体は令和6年3月31日までに策定するという予定でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

隣の南山城村では、特養を行うということを聞いておりますが、特養を行う場合は、高齢者福祉計画並びに介護保険計画に掲載する必要があると以前から聞いているんですけれども、今年が計画策定の2年目ということです。笠置町はこの特養についてどのように考えておられるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、現在、隣の南山城村において特別養護老人ホームの動きがございます。その特別養護老人ホームについては広域利用というような形で考えておられまして、当然我々も同じ圏域なので、住民さんも利用できるというふうに聞いております。

それから、当町において特養をどう考えているかということですが、特養については町のニーズのみならず圏域、笠置町におきましては、山城南圏域における長期的なニーズを把握する必要があるということですので、先ほどの南山城村の施設整備というような動きもありますので、そういったことも踏まえながら検討していきたいというふうに考えます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

今年が2年目ということで、令和6年から8年の計画を立てるということなんですよ。これを逃してしまったら、次はまた、今度は令和9年度からのものになってしまうんですよ。そのあたり、やっぱり計画というのは早めに立てないといけないかなと思うんですけども、実際、笠置町に特養を造るというようなことは全く考えておられないのか、その点お聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

特養を全く考えていないのかということでございますが、先ほども説明させていただいたとおり、施設を造るというのは大変な事業でございます。特に、繰り返しになりますけれども、町のニーズだけじゃなくて、山城南圏域の長期的なニーズも関わってまいります。

それで、今現在、相楽東部には和東町に3町村で誘致したわらくさんがございます。それで、また今回南山城村にそういった動きがあるということですので、現時点では、また策定委員会等で検討していただくことになろうかと思っておりますけれども、そういったすぐに造るというような動きにはならないのかなというふうには考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

笠置町もかなり高齢者率が上がって、やっぱりこういう特養について不安を持っておられるんです。なかなか特養にも入所できないというような事態もありますので、笠置町にそう

いった施設ができれば、また雇用も生まれるだろうというような思いを持っておられる方もおられますので、その点も十分検討していただきたいと思うんですね。なかなか計画がなかったら前にも進みませんので、そのあたりも十分考慮して、検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後に、公共施設改修基金についてお尋ねしたいと思ひます。

今回の定例会に笠置町過疎地域持続的発展基金条例制定の件が提案されましたが、第4次笠置町総合計画に係る実施計画では、公共施設の改修基金を令和5年度中に新設予定とされておりますが、公共施設改修基金条例制定はどのように考えておられるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和5年度の総合計画に係る実施計画におきましては、仮称といたしまして、公共施設改修基金を令和5年度中に新設することとしておりました。しかし、本基金の名称を笠置町過疎地域持続的発展基金と確定いたしまして、先般議会におきまして、条例制定の件、可決をいただいたところでございます。

当初は公共施設の改修を目的にと思っておりましたが、原資が過疎対策事業債のソフト事業分ということもありまして、また、ほかの過疎ソフト事業分にも活用できるものと考えまして、名称を確定したところでございます。

今後は、実施計画にございます目標値に少しでも近づく成果となりますよう、町の財政状況も見極めながら、目的達成のため積立てを行ってまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

過疎地域持続的発展基金条例ですが、この基金は、ほかの過疎のソフト事業にも適用できるというものだと思うんですね。

しかし、笠置町は公共施設の改修が必要なものがたくさんあると思うんです。この前、まず中央公民館を解体するというようなことで発言されたと思うんですけれども、まだ町営住宅や児童館等、解体しなければならない施設がたくさんあります。やはりそれぞれの費用を算出されまして、解体計画を作成しなければならないと思ひます。

笠置町の空き家等の対策計画でもそうですが、公共施設に関しても、防災面や環境面等に配慮した計画を作成し、対策を講じていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 失礼いたします。

由本議員おっしゃいますように、さきの定例会1日目でもいろいろお話をいただきました。当町におきまして、公共施設の改修・解体という問題は山積している状況でございます。

御存じのように、財政状況も厳しい中で単費でというのは難しいところでございますので、言いましたように、除去事業につきましては、いわゆる解体するだけの事業につきましては、この基金を活用できるものと考え、順番に計画を進めていきたいというふうに考えております。もちろん改修が必要になってくる施設もたくさんございます。改修につきましては、何か有効な補助金等があるのではないかとというふうに考えております。

そういうところの財源の確保を考えながら、すぐにはということにはなりませんけれども、少しずつ問題について取り組んでいきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

補助金がないからとか、お金がないから解体できないのでは……防災面や環境面等に配慮した計画を作成していただいて、早急な対策を講じていただきますようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これで由本好史議員の一般質問を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は10時40分からです。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時40分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

2番、松本俊清議員の発言を許します。2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、質問内容を通告書どおり報告します。

笠置町の諸問題の取組について、中町長の残任期間の対応について聞きたい。ほか、安心安全な暮らしについて、いこいの館について、3番目には、町所有の建築物等について質問

させていただきます。

私の質問は、今回だけじゃなしに同じことを毎回毎回言っているんですけども、本当の回答はもらえていませんので、十二分に検討してもらえたと思うんですが、よろしくお願ひします。

では、席に戻ってから質問させていただきます。

中町長の任期が来年3月までと迫っています。任期中においては、コロナ感染の蔓延により思うように手腕が発揮されないまま、残任期間があと半年となっているところです。この残り僅かな期間において、町長は笠置町に何を残すつもりでしょうか。残任期間における対応についてお聞きします。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

就任以来3年半、多くの行政課題の解消を目指して、一つ一つ取り組んできたところでございます。

残りの就任期間につきましては、最後までお認めいただいております予算の適正な執行及び管理、町政全般にわたって引き続いてできること、やっておかなければならないことに取り組んでまいろうと考えております。何かを残すというよりも、将来に対しての課題の解消に道筋をつけていきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 回答をいただいたんですが、できるだけ何か中町長らしいことをやってもらいたいと思います。なぜかという、催物なんかについて全然笠置町はやっておられませんか。やはりそういう点もほかの町村ではやっているんですが、そういう点を考慮してよろしくお願ひしたいと思います。

2番目に安心安全な暮らしについて。

まず、前回もお話ししています防犯カメラの設置についてです。住民の安心安全な暮らしのために早く設置してほしい。再三要望しています。6月の答弁では、設置場所や機器について木津署の課長に意見をもらったとのことでした。また、費用については、早ければ9月に計上したいと答弁されています。

その上で、まずは6月以降の進捗状況についてお伺ひします。今回の定例会でも予算は計上されていません。予算計上はいつになるのかお答えください。

防犯カメラの設置時期と設置場所をいかが考えておられるのか。国道163号線における

切山区内の歩道について、町長のお考えをお聞かせください。

向阪の拡張工事について、計画後、随分時間がたっているんですが、その進捗状況はどのようになっているんですか。今後の見通しについてお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

私のほうから、松本議員に御質問いただきました防犯カメラの件につきましてお答えさせていただきます。

6月議会で、松本議員もおっしゃいましたように予算計上できればと、今回9月なりで予算計上ということをお断りさせていただきましたが、今、担当のほうで、無償で防犯カメラの設置ができるという事業がございまして、そちらを検討してもらっています。

自動販売機設置1台について防犯カメラも1か所設置できるというもので、経費といたしましては、自動販売機の電気代相当分というところですので、まずそちらで考えていけたらと思っております。一番最初には、2か所ぐらいの設置を事業所さんのほうには要望しているところですが、今はまだ設置場所の選定について調整を進めているところです。本年度はこの2台、もしくはまた予算的に可能であれば、随時増やしていけたらというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） 松本議員の3点目の163号における切山地区内の歩道の設置についてでございます。

この歩道未設置区間については、私も非常に危険な状況にあるということは理解しております。道路の幅員の狭小、または線形が非常に複雑で、交通事故が発生する懸念がある場所でございます。歩行者の安全、または自転車やバイクの安全を確保するためには、歩道の設置や道路改良工事は大変重要な事業であるというふうには認識をしております。

笠置町といたしましては、道路管理者の京都府に対して、国道163号整備促進協議会等の参画など多種多様な団体を通じまして、京都府及び国に対して要望活動を続けてまいりましたところでございます。今後も機会あるごとに要望を継続して、お願いをさせていただきたいと考えております。

なお、笠置町としては、163号線の切山地区内だけでなく、防災のことも考えまして、163号全線の交通の安全を確保していただきたいというふうな形での要望を併せてさせていただいているところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

町道笠置有市線改良工事、向阪地内についてでございます。

これまで一部のり面において著しい老朽化がございましたので、安全対策として、アンカー工、ブロック積替え、排水工事等を実施してまいりました。また、その間に町道上部におきましては、京都府さんにおいて急傾斜地対策工事を実施していただき、完了していただいたところでございます。

御指摘のように時間が空いておりますのは、排水工事によりきちんと雨水が水路を通過して排水できているかを確認してほしい旨のお声もあったかと聞かせていただいております。その後におきましても、雨水がしみ込まないよう地盤の補強等を行い、養生期間として経過観察してまいりました。

議員御指摘のとおり一定期間が経過しておりますので、今後は町道の真下の老朽箇所、のり面の改修補強工事を実施してまいりたいと考えております。つきましては、近隣の住民さんの不安につながらないようにしっかりと説明をし、進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

いろいろ質問事項に対して答弁願ったんですが、防犯カメラについては早急に設置をお願いしたい。というのは、7月には車上荒らし、8月には行方不明、早く言うと3町村の中で笠置町が110番が一番多いという情報も入っていますので、安心安全とは言えません。住民のために大至急設置をお願いしたいと思います。

それと、163について町長の答弁なんですけれども、町長は一応交渉し、いろいろやってもらっているんですが、全然進みませんね。やはりそういう点、何らかの方針、方策があるんですか。言いますと、163全体を考えて交渉する、そういう大きいビジョンじゃなしに、150メートルほどの区間ですよ。何が問題でできないのか。府はどう言うてるのか。その点、もう少し説明をお願いしたい。

それと、その期間をやはり区切りを切ってやってもらわないことには、いつまでたってもぞろぞろとなりますので、そういう点、やりたいと思っている町長のビジョンもお聞かせ願いたいと思います。その点よろしく申し上げます。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

163の切山下につきましては、現在、東部地区の道路改良工事が行われているところでございます。京都府も十分御理解はいただいておりますこととございまして、あと笠置町で残っているのは切山の下やという認識をしていただいております。

ただ、事業を進めていくには非常に多くの費用がかかったり、時間がかかったりするわけですので、この点については、引き続いて、京都府のほうにも、国のほうにもしっかりと要望をさせていただくというようなふうに考えております。大変この切山下の危険状況については、写真であるとかも含めて、実際の利用状況も含めて、京都府、国のほうには説明をさせていただきますいております。

これからもいろんな形での要望活動が行われますので、そうした中でしっかりと、引き続いて要望を続けていきたいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

163について、これできない原因は何なんですか。そして、町長在任のときにそういう問題についてどのような対応を取られたのか。また、地権者にどういう話をされたのか。そういう点、説明をお願いしたいと思っております。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございますが、地権者の方に対しましては、御協力をお願いするということでお伺いしております。そのことについても、話合いの中身については、京都府のほうにも御報告はさせていただきますいております。

先ほどもお答えしましたように、当該区間が非常に危険な状態にあるということについては、京都府も認識していただいているところです。ちょっと話の具体的な内容については、ここではお話しできるような内容ではございませんので、それは避けさせていただきたいと思っております。

今年度についても、議会が終わったらまた要望のほう、それから、地権者の方にもお話をさせていただきますというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

163も非常に大型化になって、駒返にはトンネルができるというような工事が進んでいます。残るは、笠置町の切山草畑間のあの道です。そこしかないんです。やはりそれ相応に



交渉してもらって、危機感を持って交渉して、入ってもらいたいと思います。町長の手腕を期待していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、4番目の向阪の件なんですけれども、立ち退きされてから非常に日時がたっているんです。これはどういうことなんですかね。最初の予定は、最初の目的は何の目的で道を広げると言われたのか。それだったら、それらしく対応してもらわないことには、最近の異常気象によって物すごく集中豪雨が関わってきます。やはり町民の安心安全のために大至急工事を進めてもらいたい。それに対して一応どのようなスケジュールになっているのか、その点、報告お願ひします。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、笠置有市線の改良工事についてでございますが、当初は昭和42年頃ですか、道路拡張ということで地元から要望があったようです。しかしながら、なかなか要望があったものの当時は調整がつかず、進まなかったと聞いております。

スケジュール的になんでございますが、先ほどお答えさせていただきましたが、一部排水工事等をさせていただいた中で、近隣の住民さんに対して、雨水等がしっかりと水路に通っているか等を確認してほしいというお話もございましたので、養生期間として経過観察してきた次第でございます。

今後は、近隣の住民さんの不安につながらないようにきっちりと説明し、順次進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

安全のためによろしくお願ひしたいと思います。

何というんですか、163国道、トンネルにつきましては、非常に暗かったんですけども、おかげさんで工事をしてもらいましたので明るくなりました。そういう点、非常に感謝していますので、ただ、残っているのは東側の土手の草が物すごく茂っていますので、自転車では大変ですので、草刈りのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、いこいの館についてお尋ねしたいと思います。

由本議員のほうから非常にいろいろ質問されました。しかし、私なりに一応お聞きします。いこいの館について、事務的処理は完全に終わっているのかどうかお聞きしたい。

議長（西 昭夫君） 松本議員、それは、ここにある水道のことですか。

2番（松本俊清君） だから、お聞きしたいというのは、質問書に書いてあるでしょう。いこいの館指定管理料の返還に関する件。町長が5月に出されていますよ、各町民に回覧版として。水道料金、決算については規約をどうこうと。「速やかに」と、町長は書かれているんですよ。その規約はどうなったんですか。事務処理はどうなっているんですか。それをお聞きしたいんですよ。書いてあるでしょう、ここに。違うんですか、質問書に。

議長（西 昭夫君） そうです。質問して、答弁なので。

2番（松本俊清君） だから、そういうふうにして、事務処理はついているんですかと、聞いていますやん。

議長（西 昭夫君） はい。

2番（松本俊清君） そのためにここに書いてあるでしょう、ちゃんと。書いていないですか。

議長（西 昭夫君） 最初に、通告に従って……

2番（松本俊清君） それを見て質問しているんでしょう。議長もそれを認めているんだから、それで分かるんじゃないですか。まだ書き足らんですか。

議長（西 昭夫君） テレビを見ている人もおられるので、もう一回ここで質問して、答弁を受けるとい形になっています。

2番（松本俊清君） そうしたら、私の質問もう一度、そうしたら、町長、返答してくださいよ。

議長（西 昭夫君） どの部分ですか。

2番（松本俊清君） 事務処理は終わったんですかと聞いているでしょう。

議長（西 昭夫君） はい。

2番（松本俊清君） 議長は終わっていると思われるんですか。

議長（西 昭夫君） いえ、違います。そう言うているのではなくて、通告に従って質問して、答弁をもらうという形になっているので、今の松本議員の質問では、どこの部分を問題視しているのか分からなかったのをお聞きしたんです。

答弁を求めます。

2番（松本俊清君） 分かったんですか。

議長（西 昭夫君） はい。

参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の通告でいただいております、いこいの館の水道使用料の債権に関わる事務処

理の件でございますが、これに関しましては、水道使用料だけにとどまらず、町の債権全体について条例制定をしようというところで、現在、債権管理条例という案の基、進めております。

先ほど言いましたように、水道使用料だけでなく、例えば住宅使用料でありましたり、保育料でありましたり、そういうところも対象にしていこうというところで、現在、各課の課長にも確認を依頼しているところです。今後といたしましては、町の顧問弁護士の先生のほうにも確認いただきまして、パブリックコメントを経た上で年度内に議会に提出させていただきます。審議いただきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

私は回覧板の件で話をしたと思うんですよ。「速やかに」と、町長は各町民に出されていますよ。私は参事の意見なんか聞いていないですよ。町長が書かれたことに対して、事務が進んでいるかということを知っているんですよ。なぜ参事がされるんですか。町長が書かれたんでしょ、これ、書類。違うんですか、回覧板。その点どうですか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございますが、回覧板というのは、いこいの館の水道使用料を放棄しますという内容での住民に対する周知という事柄でよろしいでしょうか。反問権ございませんが、書いたというのは、何を書いたのかなど、そのあたりのちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） そういうことか、分かりました。

議長（西 昭夫君） いや、その前に、反問権はないので、もし分からないことがあれば事前に趣旨を確認してください。

町長（中 淳志君） はい。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

まず、回覧板に書いてあるというのは、どういうふうにしていくかというのを住民に周知しなければいけないということで、まずは、債権管理条例をどのような形で作っていくかというようなことにかかなり時間がかかっております。非常にバリエーションが多い条例でございます。全国の同種の債権管理条例を一応はざっと調べて読んでみたんですけども、

そのパターンの中で、笠置町においてどのような形にしていかなあかんのかというようなこともございますし、まず債権を放棄するということになるんで、住民の皆さんの御意見を聞かなきゃいけないということで、パブリックコメントを取らなきゃいけないということで、できるだけ早急に所要の手続を済ませた上で、先ほど参事のほうからも説明がございましたように、年度内にこの債権管理条例案について議会に提案させていただこうというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

いろいろ、いこいの館については、プロジェクトを組むとか、予算を計上するとか、その都度町長は答弁されています。一向に進みませんね。果たして、このいこいをどうするかというのを再度町民にアンケートを取ったらどうですか。私はそう思うんですけども、これは一つの意見です。

いこいの館はこれぐらいにして、次に、町所有財産、建物についてお聞きしたいと思います。

町民の方から贈与願った建物、そして教育委員会から返ってきた建物、あの管理はどのようにされているのかということをお前は一応お聞きしたんです。そうしたら、後谷の植村邸からもらったやつです、底が抜けているという答弁をされています。町長はその件について現場を見に行かれたのか。見に行かれた結果、どのような指示をされたのか。

その前に、町長就任のときから、山村留学というような名目であの建物は進んでいると思うんですよ。あれでよく議会で、留学する、それと建物は建築方法がよいというような答弁をされているんですよ。今入られて、4年間、屋根瓦が落ちていても、シート一つかけられないような管理ですか。その点どうなんですか。どのように指示されたのか。

公民館において、教育委員会は出ましたね、産振に。あの跡はどのように管理されたのか。現場はどうなっているんですか。前回はちょっと物を置いていると。全然整理できていないんですか。町長はあれを見て、整理できているとお思いなんですか。その点どうですか。そして、その指示はどのようにされたのか、されていないのか。

まして、町民が高齢化して空き家が増えてくる。そうしたら、建物だけが残っていく。空き家を町に寄附する。そうしたら、町はそれを全部受けられるのか、贈与されるのか。それに対する対応策、何か考えられたことがあればお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 松本議員、これは町所有の建築物等について、6項目は質問としてあり

ますけれども、一括として受け取ってよろしいですか。

松本議員。

2番（松本俊清君） 個々でもいいですし、前は一つずつ言ったんですよね、植村邸とか、公民館とか。

しかし、私も見学させてもらいに行きましたよ、現場に。町の管理がこれでいいのかということに疑問を持っているので、1か所整理できれば、全部できるんじゃないですか。だから、町長はそれを見に行き、職員にどのように指導されたのか。4年間放ってあるんですよ、そのまま。そういう点を一応聞きたいと。いつまでにそれをやられるのか、対応を聞きたい。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問で、私のほうからお答えできることについては御説明させていただきたいと思います。

まず、山村留学というお話が出ました。これについては、私は、就任してしばらくしてから植村邸を実際に見に行き、内部も入っております。屋根の一部に雨漏りの痕があったり、一部分天井がもう既に抜けておったり、恐らく根太が腐っているんだと思うんですが、床がぼこぼこになっていたりというような状況が見られ、しかも、立地条件があまりよろしくないということで、あの建物については除去せざるを得ないだろうという判断をしました。隣に建っているスレートぶきか何かの倉庫についても、その時点ではもう天井に穴が空いておりまして、恐らく使えないというようなことを確認しております。離れみたいな小さい建物はまだ比較的新しいので、使えるんやったら使こうたらいいけれども、どうしようということで、本屋については基本的には撤去しなさいということで、昨年、予算措置をさせていただいたところでございます。

それから、中央公民館についてですが、中央公民館の内部は、現在、教育委員会のいろいろなイベントのための道具がそのまま放置されておって、整理がついていない状況でございます。公民館につきましても、裏が急傾斜地ということで、現地に建て替えることができないという条件になっています。もしあそこに建て直すというのであれば、根本的な土砂災害の対策をしてからというようなお話になるかと思っておりますので、それで実質上、中央公民館の建物については利用していただくことはできないということで、今のところ引き続いて教育委員会が倉庫代わりに利用されているというところでございます。

それから、空き家について今ちょっとお話があったんですが、空き家バンク等々につつま

しては、所有者の方から御相談がございましたら、実際に見せていただいた上で対応させていただいているところがございます。何でもかんでも受けるというようなこともございませんで、しっかりと御利用いただけるような家屋、それから、修理したらきちんと使えるような家屋ということで、事前に御相談には応じておるところでございます。私のほうからお答えできるのは以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

一つ聞いたんですけれども、一応見に行かれて、あの現状をどのようにしようと町長は指示されたんかということを知りたい。

それと、前回のとき、後谷の民家は売却や駐車場として利用等の話がありましたが、今後の利活用についてどのようにお考えかお聞きしたい。前回、6月に答弁してもらっているんですよ。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） 後谷地内の建物についてでございますが、基本的には、今年度内に解体処分する方向でお話を進めているところでございます。6月の定例会でも担当のほうから御回答させていただいたとおり、周辺にお住いの方々との関り等を十分考慮した中で検討してまいりたいと考えております。解体処分につきましては、年内着工、年度内完了のスケジュールで事業を進める予定でございます。

今後の空き地といいますか、摘除の後の土地利用については、具体的な案は現在のところ持っておりません。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

町長、職員にどのようにしてくれと指導されたんですか。前回は、床が落ちているというのを報告されていますね。家電製品が放棄されていると。それをどうするように指導されたのか。例えば建物だけもらわれたんか。冷蔵庫もあるんですよ。その全部をもらわれたんですか。それを整理するんだったら整理するらしく、何らかの手を4年間打てなかった理由は何なんですか。それを聞きたい。よろしくお願ひしますよ。ちゃんとここにも写真があるんですよ。それに対して全然町長は指示もされていないから質問しているんです。よろしくお願ひします。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

当該の建物等につきましては、昨年度予算で撤去するという事で予算措置をさせていただいて、御承認いただいております。けれども、何らかの形で利用できないのかというようなお話がございましたので、解体処分費については、事故繰越という形で本年度に予算を持ってきているわけでございます。ただ、実際問題適当な、利用するようなアイデアが出てまいりませんでしたので、先ほどちょっとお話しさせていただきましたけれども、解体して処分しようというふうに考えております。

それから、中に入っている家電製品等々でございます。これ私も一番最初に気がついたんですが、特定家電と言われているような電化製品も残っております。それについても、恐らくですけれども、一切合財を贈与されたということだと思っております。この件について、贈与を受けたのが私のときではございませんでしたので、申し訳ないんですけれども、家電製品どうするんやというようなことまでは、私はちょっとその当時の事情を存じておりませんが、普通は主物従物という民法の形がございますので、建物に付随しているものについては、建物の贈与を受けた時点で町の所有に移っているのかなというふうな認識でございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

これ建物をどうこう、解体すると、解体されたらいいですよ。母屋、離れ、倉庫もあるんですよ、3つ、建物。その中に何が入っているのか見られているはずでしょう。それをどうするんですか。今度、もし町に贈与すると、こういう状態で全部受けられるんですか。何かここで歯止めをしないことには、町は、解体屋になるんですよ。また、こういう家庭のごみというんですか、資材の運搬の処理になるんですよ。そういうことに対して規約とか、そういう案はないのかということを知っているんですよ。こんなばかなことないでしょう、中身。いろいろ考えてみても分かりますよ、見たら。仏壇の線香立ての入れ物までも受け取ったんですか。電気冷蔵庫、洗濯機、いろいろありますよ。それも全部町に寄附されたんですか。やはりこういうことは、はっきりしておかないことには後々困ると思うんですよ。

ただ一つ不思議でいかなのは、なぜ4年間一つも手入れもせず、指示もされなかったかと。動いていないということに私は疑問を感じるんです。町長はどういう考えで町の建物の管理をされてきたんか。それをお聞きしたい。

特に、近くではお試し住宅、あその土地、32万円払っているんですよ。36万円か。

あの利用方法はどうなんですか。あの建物においても、中にいっぱい品物があつたんですよ。それは歯医者さんの車庫に一時納入されておりましたね。そこでこういうものが入っているというようなことで、書類を一つ持って帰ってきましたよ。そうしたら、勝手に持っていったら困るということで、参事のほうから返してくださいと言われておりましたね。

だから、町に寄附された品物は、みんな中のものまでやられるんですか。それは一応町民から贈与されたものです。

教育委員会から返された公民館、あれはどうなんですか。まだ本があるんですよ。どういう具合に指導されているんですか。教育委員会の図書在庫チェックはどのようにされたんですか、教育委員会は。違うんですか。2013年のちびっ子祭りの看板もあるんですよ。10年以上たっているんですよ、もう。それをこの前の答弁では、町長、何て答えられた。町長の考えは、そういう考えでいいのかどうか、私は疑問に思うんで質問させてもらいました。できていなかったら、早急に処理してもらおうか、対応してもらいたい。

だから、先ほども話をしました。駐車場、解体、利用する、どこまでやられるんですか。3つとも全部解体するのか。そういう点、正確な確かな話をしてもらいたい。

最後をお願いなんですけれども、東部にあるサテライトオフィス、あの利用はどうなんですか。非常に細かく説明してもらいました。あれの賃借料、五千なんぼじゃないですか、年間、収入として入ってくるのは。このままのPRでいいのかどうか。それについては、私は看板を設置という要望をしていますよ。笠置町の看板は、B4ぐらいの大きさの看板しかないんですか。本当に町の建物をいかに利用し、いかに今後管理していくかということに対して、町長の考え方をお聞きしたい。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） まず、後谷の建物については、これはもう既に除却と、解体処分という形での予算編成を済ませておるところなので、ただ、他の利用ができないか、売却とかもできないかというようなことで1年間議論があつて、最終的には年度内で解体処分するというような形での指示は出しているところです。

それから、内部についてですが、元の所有者さんに1回来ていただいて、持って帰れるものは持って帰ってくださいというふうなお話をしたんですが、もう要らないというお話やったんで、これについても恐らくは、私自身がこの家屋について贈与を受けたわけではございませんので、その当時どういふお話があつたのか分かりませんが、全部根こそぎ頂いたというふうな形になつておつたのかなというふうにご考慮しております。したがって、特



定家電等々の処分費用がかかるもの、それから、ほかの本だとか、たくさん布団だとか、残っておるようですけれども、そうしたごみの処分も解体に伴って同時に公費でしなければ仕方ないのかなというふうに考えています。

それから、公民館の内部についても、これは古いものが残っていると、本も残っているということなのですが、実際問題、教育委員会の倉庫がございませんので、あそこをまだ利用されているというような形になっています。不要なものについての処分については、単にそういうものが、中に入っているものについては教育委員会の管轄でございますので、こちらのほうからは、できるだけ片づけるようにというふうなお話はさせていただこうとは思っていますけれども、行政が直接整理するというような内容ではございませんので、申し訳ないですけれども、これは教育委員会のほうとお話をさせてもらいたいと思います。

それから、空き家についてですけれども、空き家については引き続いて利活用をしていきたいというふうに思っておりますので、実際にいろんな方が空き家を見に来られたり、利用者登録をされておられるという状況なので、町内の空き家についてはできるだけ利活用していきたいと思います。

あと、お試し住宅、ちょっと車庫というのがよく分からないんですけれども、お試し住宅やサテライトオフィスの件については、担当課長のほうからお話ししてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） サテライトオフィスの件につきまして御回答させていただきます。

御提案いただきました看板の設置でございますが、道沿いにある看板はアナログではありませんけれども、意外と目を引くものであります。特にサテライトワークスペースは立地条件もよく、施設も国道沿いにあることから、看板を設置すれば宣伝効果も高まると考えております。一度課内で検討した上で、設置について考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） バスの車庫の中に入っているものについての説明は。

参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員おっしゃっていただきましたバスの車庫の内部につきましては、もう既に処分終わっておりまして、何も残っていない状況でございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、回答をもらったんですけれども、例えばサテライトオフィスの看板、今言うたわけじゃないんですよ。3年も前からずっと言っているんですよ。なぜ立てられなかったのか。行政とはそういうものか。まして、由本議員が言いました車の問題、私は3月に言ったんですよ。6月でもそのままあるじゃないですか。変わったということは、ポスター10枚貼られただけ、1台につき5枚ポスターを貼られただけなんですよ。どうなんですか。

そして、先ほども言いましたように、お試し住宅の土地の駐車場、36万円払っているんですよ。バスに2台ずつとこれだけ納めたら、何ぼの金額を払われているのか。そういう計画的、納期的なことも考えて、思っていますじゃなく、実行してもらいたい。それができないのは何が原因か。そういう点、いろいろあるんですけれども、やはり期日を切って行動してもらわないことには、ますます駄目になると思いますよ。

だから、商工観光課で管理されている住宅、あの処理、また公民館の処理、大至急やってもらいたい。解体する前の話ですよ、これは。そういう点どうですか、課長。就任されてから、こういう現場に行かれたですか。行かれたんだったら、どう思われたんですか。なぜそのまま放ってあるのか、解せないですね。屋根の瓦が落ちて4年間放ってあるんですよ。なぜそんなことができひんのかね。答弁はいいですよ、同じ答弁やから。だから、できるだけ前向きに検討してもらって、やはり町の財産は、財産らしく管理してもらいたいと思います。以上です。

議長（西 昭夫君） これで松本俊清議員の一般質問を終わります。

次に、3番、大倉博議員の発言を許します。

3番（大倉 博君） それでは、私は、通告どおり3点ほど質問させていただきます。

まず、1点目は、ごみ処理の集約化・広域化、2点目は、後期高齢者医療被保険者について、3番目は、生成AIの活用についてでございます。

自席から質問させていただきます。

まず、ごみ処理の集約化・広域化の検討については、8月21日に全員協議会でもらった資料にある程度基づいて質問させていただきます。

現在、ごみ処理は伊賀市内に民間処理委託をしております。相楽東部塵芥組合時代から3町村で運営してきた経緯がありますけれども、なぜ今このタイミングで伊賀市、名張市等と共にごみ処理施設広域化検討に参画されるのかお聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

なぜ今のタイミングで伊賀市、名張市等とごみ処理施設の広域化の検討を始めるのかという御質問でございます。

現在、伊賀市の民間施設に処理をお願いしておるのは、東部クリーンセンターが休止により再稼働の見込みが立っていないための緊急措置としての対応で、伊賀市にお願いして伊賀市内の施設で処理をしているところです。

東部クリーンセンターにつきましては、これは和東町のほうなんですけれども、地元との操業の契約の協定の期間が平成30年末までということになっており、その延長協議が調わなかったという経緯があるというふうに伺っております。また、現在も引き続いて敷地内の一部にのり面の崩壊があり、再稼働するにしても、現状のままでは安全性が確保できないという状態でございます。

現時点で、相楽東部連合での3町村としての新施設建設を含めた今後の方向性が見いだせない状態でございます。また、京都府南部地域での広域化についても、操業期限等の理由から参画は難しいというふうに判断しております。

伊賀市、名張市及び伊賀南部環境衛生組合の3者において、一般廃棄物処理方法検討会を開催され、新しい施設でのごみ処理広域化を検討していくという結論が出されており、担当者間で協議をされておられたことから、笠置町としても参画の依頼を行いました。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

先ほど言いましたこの資料に8月21日の全員協議会、ここに伊賀市からごみ処理の広域化の参画意向の確認照会、今年の1月末。そして、それに基づいて、これは町村に意向調査ですね。そして、2月上旬より3町村正副参与会議等で参画について検討協議とあります。

なぜ私はこの時点で、連合議会におられる方は御存じだと思いますけれども、当然、仕事する場合は規約があるわけです。笠置町は3町村、笠置町イコール3町村は木津川市に合併できなくて、木津川市は19年3月に合併になったと思います。それ以降、相楽東部広域連合規約、平成20年12月22日にできております。それについては、こういった仕事をしなさいという、京都府からの指令ですよ、命令というか。これは、3町村でこういうことを京都府にやりますからお願いしますと言ってきたのが指令ですよ。指令といえばそういうこ

とでしょう。それで、20年12月22日に許可をもらっているわけです。こういうことです。

そこで相楽東部広域連合規約には、次のように掲げております。第4条第1項……省略しますけれども、第7項、廃棄物のだけを言いますけれども、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく一般廃棄物の収集、運搬及び中間処理に関する事務並びに塵芥処理施設の設置、管理及び経営の業務並びに塵芥処理に関する事務」とあります。

それで、私は不思議なんですけれども、その時点でなぜ相楽東部、3月ですかね、先ほども言ったように2月上旬か、その時点で来たときに、東部連合でなぜこういった議論をされなかったのか。規約がここにあるんですよ。それを外して、伊賀市に行く。これは京都府に対してどういうふうに説明されたか分かりませんが、まだやっておられませんか、知りませんが、指令違反ですよ。私は不思議でしゃあないんです。

そして、あるところでまたいろんな人に聞きますけれども、たまたまあるところで、和束町の町会議員と初めて会ったんですけれども、たまたまそこで会って、一言だけですが、向こうもおっしゃいましたけれども、なぜ東部連合があるのに、東部連合で議会もあるのに何でやらないのかと。私もそれで一言だけで、答えも何も言いませんでした。それ以上言ったら、いろいろまた問題になるので。そういったことも、やっぱりおっしゃっていました。

以前には、言いましたけれども、東部連合自体がもう、和束のある議員ですけれども、教育は教育、各町村の何というか、あるということでおっしゃって、私は東部連合議会に入らないとおっしゃる方もおられました。

私もどちらかといえば、笠置の町会議員にならせてもらって、例規集を見たときに、教育委員会とか、文化財のことが何もないわけです。ここでは質問ができないんですよ。私もどっちかといえば、やはり大事な教育とか、文化財、笠置はたくさんあります。この前も奈良国博で9月3日までやっていましたけれども、笠置町の多くの文化財、特に私初めて見たんですけれども、東部にある法明寺の薬師堂に5体の平安時代の仏像、そのうち3体が重要文化財、一緒に飾っていました。そのほか、笠置山の麓、いろんなものがありました。

取りあえず、そんなことは抜きにして、もう一つ、経費の支弁の方法なんですけれども、第17条に「広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。」、(2)のところに「国及び京都府の支出金」、これを塵芥のときには、京都府から補助金をもらっているのかどうか分かりませんが、もしこれが伊賀市に行けばもらえるかどうか。この指令です

よ、先ほど何遍も言いますように。先ほどから言っていますように、相楽東部塵芥組合、広域連合と長年ごみ処理をやってきたんですけども、先ほど言いましたように8月21日にあった、まず、これ東部連合で首長さん3人おられて、そして議会もあって、なぜそこで議論をされなかったのか。私は不思議なんです。先ほどの話、この規約のことを考えたらね。その辺どうなんですか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） 質問の内容をちょっと整理しておるんですけども、まず、基本的なこと、相楽東部広域連合で今回のことが議論されていないのかという御質問やと思います。

現時点で、まだ和束町さんのほうが方針を検討されているということなので、結論等が出ておりません。基本にごみ処理はそれぞれの自治体がどうするかということを決めていくので、その判断については町村が判断する問題でございます。

それから、京都府の指令とありますけれども、これは東部広域連合の規約について、こういうような形で規約を結びますということで内容を京都府のほうに確認していただいて、許可をもらっているということなので、規約については、一応は東部連合の中でまず一義的に議論して、京都府の承認を得るといような形になってくるのかなと思います。

それから、若干話に出ておりますけれども、規約はこうなっているということなんです、また、当面伊賀市にお願いして、東部3町村のごみは伊賀市内で処理させていただくという形になりますので、直ちに広域連合の処理する事務に変更はございません。同時に、費用の支弁方法等についても何も変わらないということになります。ただし、将来的な話については、これから2市1町1村でしていく話になってくるかと思うので、まだ具体的な話は詰まっておらない状態ですので、それ以上のことはお話しできないということになります。私のほうからは以上です。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

先ほど、町長、ごみ処理は各町村で独自でやるとおっしゃってましたね。そうですね。先ほどから言いますように、それじゃ、東部連合は何のためにあるんですか。ここに、規約に何でごみ処理、第4条の第1項第7号ですかね、ここで、こういうことをしなさいと書いてあるんですよ。なぜ東部連合で本当に検討されなかったのか不思議なんです。

最近、こういう例もあるんです。枚方市と京田辺市が広域連合、要するに京都府と大阪府です。ここで今年の3月に起工式をやって、令和8年にやるという。それも長年かかって協

議会を開いてやっておられます。府県をまたぐということは、これは総務省の管轄なんです。今のは京都府内3町村ですから、京都府の管轄になるから、指令ですよ。枚方と京田辺は都道府県をまたがるから、総務大臣の許可が要るんですよ。そして、今年の3月に起工式をやられて、令和8年3月末稼働開始予定でやっておられます。これは総務大臣ですよ。ここは京都府の3町村ですよ。何のために、それじゃ、相楽広域組合があるんですか。ごみはここでやりなさいとなっておるんですよ。

議長（西 昭夫君） 質問は何ですか。

3番（大倉 博君） いやいや、先ほどと同じことの繰り返しやけれども、聞かな分からへんから。

議長（西 昭夫君） 繰り返しの質問ということですか。

3番（大倉 博君） 先ほどおっしゃったように、何遍もまた言いますが、ごみ処理は、これは町村が独自にするとおっしゃったから、それは分からんことはないですよ。だけれども、この規約があって、3町村でやりなさいと京都府から指令が出ているんですよ。それが私は分からないんです。ただ、私は基本的には、将来的には、笠置は今1,015人です、8月1日ですかね。人口もどんどん減っていきます。私はどっちかといえば、伊賀市に行くのは賛成なんです。だけれども、きちんと処理をして、きちんとこの東部連合との兼ね合いをね、今、和東町はまだどうのこうのとおっしゃいましたけれども、先ほど言いましたように、和東の方にもそれ以上聞きませんでした。先ほど何遍も言いましたように、何で東部連合があるのに、ここでやらなければならないのに、何でそれを議論しなかったんかとおっしゃいました。そういうことは言いません。それですよ。

どっちにしろ、本当にもう一度答えてください、町長。東部連合というのは、何のためにあるんですか。木津川市に合併できなくて、3町村がやって、京都府に、こういうことをしますからお願いしますと。これは京都府にどういうふうに説明されるんですか。その辺がよく分からない。今おっしゃった意味が。分かりますか、言っている意味が。指令という言葉も当然知っておられますよね。そういうことと違いますか。だから何遍も言いますように、これは大事なことなんですよ。やっぱりごみと屎と水道というのは、本当に生活に密着している。だから何遍も言いましたように、私も3町村ではもう人口も7,000人、減っていると思います。伊賀市、名張市に入れてもらったほうが私もいいなと思っております。だけれども、その手続を踏まなあきませんということを言っているんです。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） 先ほどから、指令というふうにおっしゃっていますが、これは東部連合の規約について、内容を京都府のほうに提出いたしまして、この規約どおりでよろしいという許可をいただいているということでありまして、これは東部3町村と広域連合の中で自主的に決めた内容を京都府に許可いただいているということでございます。

それから、幾つかお話に出ておりましたけれども、なぜ東部広域連合のほうで話が出ていないのかというお話なんですけれども、これは現在のところ、和東町さんが将来どのようにされていくのかということを議員さんのほうにも説明されておられない。我々のほうには、我々というのは南山城村と笠置町のことですけれども、我々のほうには態度を明らかにされていない。そういう中で、相楽東部広域連合の中で議論ができないということで、議会に説明するという機会が持てないという形です。これは引き続いて3町村で検討して、協議してということになっていくかと思えます。

取りあえず、先ほどもちょっと説明させていただきましたけれども、相楽東部広域連合の規約に関しましては、当分、あと数年、最低でも5年間については3町村で共同処理すると。その後についてどのような形になるのか、これは伊賀市さんとの協定の話とかがございますので、まだ結論めいたことは言えないわけなんですけれども、引き続いて、相楽東部連合での処理をしていくということになりますので、今すぐ規約を改正するとかいうようなお話ではございません。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

だから、今、規約改正とおっしゃったけれども、事前に3町村で、和東町が入っていないから討論できないとか、そんな問題じゃないんですよ。何遍も言いましたように京都府から指令ですよ。命令ですよ。これも何遍も改正して、どんどん改正を何回かしていますね。私はそう思うんですよ。和東町が入らないから協議ができない、そんなおかしいこと。だから、和東町は何で入らないかということをお3町村で、何で連合で協議、議会でもやらないのか不思議なんです。先ほど言いましたように、和東町の町会議員の方もやっぱりそういうふうには、何遍も言いますけれども、3町村の連合があるのに何でそこで議論しないのおっしゃいました。ほかの人にはあまり聞きませんでしたけれども、たまたま1人、その方がおられたんで聞きましたけれども、普通に考えたらそうだと私は思うんですよ。条例とか、規則とか、何のためにあるんですか。この規約もそうなんです。私は不思議でしゃあないです。

そして、先ほど言いましたように、17条の「広域連合の経費は、次に掲げる収入をもつ

て充てる。」、「国及び京都府の支出金」と。だから、先ほど言ったように、本当にごみの焼却に今度はもう京都府から補助金とかをもらえないという。伊賀市に行ったかて、もらえるんですか。先ほど言ったように、枚方と京田辺がどうなっているか、私も中身は知りませんが。だから、早速、やっぱり連合とほんまに協議してくださいよ、連合の中で。

本当にこの連合ができるときは、教育の関係とごみ処理が大きな問題というか、仕事がそうだったんですよ。教育があって、ごみ処理が抜けたら、教育だけになってくる。先ほど言ったように、和東の町議がおっしゃったように、本当に各町村に分かれて、ただ、もう人口減少がこうなったら、どうなるか分かりませんが。和東は和東の教育の在り方とか、やっぱりおっしゃっていましたが、その方は。何遍も押し問答になりますけれども、そういったことです。

そして、連合の組織の在り方が問われていると言いましたけれども、構成自治体である笠置町とでは本当に……もう一度聞きますけれども、どのように考えておられるのかお聞きしたい。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） 今、構成町村としてどう考えておられるのかということで、御質問の意図についてちょっと話をしておりました。

教育委員会とごみ処理が相楽東部広域連合の大きな柱であることから、相楽東部広域連合の組織としての在り方が問われるが、構成自治体である笠置町として、どのように考えておられるのかという御質問でよろしいですね。これについてお答えさせていただきたいと思えます。

まず、相楽東部広域連合、御承知のように3町村とも少子高齢化が進み、人口減少が進んでいく中で、ごみ処理広域化、それから教育委員会の問題だけにとどまらず、共同処理できることがあれば一緒にやってみましょうと。人口が減っていきます、職員も増やせるわけではございませんので、共同処理できることについては、できるだけ協力してやってみましょうねということなので、私としては、今後さらに相楽東部広域連合の中で事業を一緒にやっていけるようなことがあるらしたら、積極的に参画して行って、共同処理を進めたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

堂々巡りになりますので、あまりあれですけれども、やはり最初が肝心ですよ。ボタンの



掛け違いというね。だから、しっかりと、ここにも連合の議会の方もおられます。当然、この規約も読んでおられると思いますけれども、私も2年間おらせていただいて、これまで規約を取り寄せて自分でしましたけれども、その辺しっかりと3町村でやっていただきたい。

そして、ここに不思議なのは、書類をもらった中で、府内ごみ処理施設への参加検討、木津川市云々、城南衛生組合、現時点で参加は困難と判断、こういうことをやっていて、何でここにぽこんとこういうふうなことが出てくるのか、私には不思議じゃあないですよ。和東町はどこに、こういったところに行かれるかどうか分かりませんが、なぜこんなことを、資料をもらったときに、こういうことをやっていて、何でこんなことを書かれているのか、私は不思議じゃあないですよ。今現在、伊賀市等にやるということなのね。参加は困難と判断と、こんなことは要らないと私は思っていたんですよ。前、村長さんにも聞いたときに、木津川市にはこの話はしていますとおっしゃっていましたが、なかなか難しいとおっしゃっていました。本当にこれ、書いているように、今は困難だけれども、将来的に参画の可能性があったら伊賀市に別に行かんでもいいですよ。なぜこういうことを書いてあるのか、私は不思議じゃあないんです。現時点で参加は困難と判断、本当にこれ、ここにすれば伊賀市に行かんでもいいですよ。何でこういうことを書いているのか、私は不思議じゃあないんです。どうですか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） 現時点でのお話ですが、伊賀市等々の共同処理のお話については、現時点では決定事項ではございません。あくまでも選択肢の一つという位置づけになっています。木津川市と精華町のごみ処理施設については、連合のほうからもまた事務局、それから連合長のほうからも、伊賀市長に対して打診されているところですが、地元の協議というか、地元の同意が得られない等々ございますので……

議長（西 昭夫君） 町長、伊賀市長じゃなくて木津川市長。

町長（中 淳志君） ごめんなさい。木津川市長です。すみません。

木津川市長とお話をされたということなのですが、実際問題、現実的には無理やというようなお話なので、参画の可能性はあるのかなのかという御質問でしたら、参画の可能性はほぼないというふうな判断を3者でしているところでございます。

城南衛管については、まだ具体的な話についてお話はできておりませんので、この場でのお話は避けたいと思います。以上です。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

この件はこれで終わりたいと思いますけれども、私は、京都の宇治から南、知事の会、隆心会というのがあるんです。ここで参画したときに、私、議長のとときに関西線の維持のこととか、いろいろ知事にお願いしております。そして、そのお礼とか立ち話で隆心会のとときに、話をしたときに、最後に知事がおっしゃったことはいまだに分からないんですけれども、3町村仲よくやってください、これがものすごく耳に残っているんですよ。何を意味して言っているのか分かりませんが、知事がこういったことを、3町村仲よくやってください。私は詳しく知事に聞きませんでしたけれども、そして、立ち話は終わったんですけれども、その意味がちょっと分からないんですけれども、それだけちょっと言っておきます。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） それでは、次の問題についていきます。

後期高齢者医療被保険者についてですけれども、府下の被保険者のマイナンバーカードの取得状況は令和5年4月末現在で被保険者39万人余りで、そのうち交付数は29万9,000人、交付率は76.4%であるが、笠置町の交付枚数と交付率についてお願いしたい。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

9月14日時点での75歳以上でマイナンバーを持っておられる方が251人で、交付率は、8月末現在の75歳以上の方368人で計算すると68.2%でございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

そうですね、368。大体笠置町の後期高齢者は約370人と、私書いておりますけれども、令和5年7月末では127件だったのが、259ということですね。

（「251人」と言う者あり）

3番（大倉 博君） 大分増えているわけですね。

68%余りですかね。そのほかの登録を増やす取組が必要であると思われませんが、どのような取組をされているか、その辺。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

マイナンバーカードにつきましては、税住民課において、カード取得を希望される方につ

いて、窓口での写真撮影やカードのひもづけ等、サポートをしております。後期高齢者の方につきましても、ひもづけサポートについては、保健福祉課でも対応させていただいております。

また、7月の保険証の一斉更新時には、マイナンバーカードを健康保険証としてぜひお使いくださいというようなチラシを入れ、啓発等に努めております。以上です。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

先ほど言いました32%ぐらいがまだ取っておられないということで、この未取得者ですかね、発行予定の、国の制度ですけれども、マイナンバーを持っていない方で資格確認書というのがね、被保険者からの申請ではなく、資格確認書は交付されるべきという意見もありますけれども、この考え方についてはどうですか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

資格確認書の取り扱いにつきましては、現在国のほうで対応案等を検討されており、正式に通知が来ればお知らせできるかというふうに思います。以上です。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

当然、国がこういう制度をやっていることですから、自治体としても住民に対して、こういうことがありますということはいずれやっていただきたいと思います。

そして、次にいきます。

生成A I、人工知能、最近よく新聞とか報道、テレビとかラジオ、いろんなことで出てきておりますけれども、総務省は2022年に自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画を策定し、この中の柱の一つとしてA Iの活用を位置づけています。

また、京都府は8月末、業務で生成A Iの利活用に向けた実証実験を始めている。庁内で参加希望のあった部署の職員が10月下旬まで議事録作成や要約、企画のアイデア出し等、試験利用をし、実際に効果が得られるか検討するものである。

6月に府下の自治体に対して、報道機関が生成A Iの取組について調査をされているが、笠置町としては無回答となっていた。笠置町だけですね、京都府下では、滋賀県等もありましたけれども、笠置町だけが未回答となっております。その後、導入する等検討されたのか、現時点での考えをお聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 企画調整課長。

企画調整課長（草水英行君） 失礼いたします。

議員より、生成A Iの活用についての御質問をいただきました。

人工知能により、こちらからの質問に対して答えが自動生成されるというものが、この機能の一つでございます。

実際に使用したことがありませんので、一般的な情報を基にお答えするわけでございますけれども、現在の人工知能による答えや提案につきましては、専門性の高い分野に対しては生成される答えに限界があるものというふうにされております。

一方で、会議の議事録作成などについても可能性があるとされております。こちらは、実際に業者のデモ機利用の際にその機能を拝見させていただきましたけれども、きちんと誰が発言したかという環境の下では一定の反応が見られまして、文字起こしの時間、いわゆるタイピング、その時間を考えますと、短縮ができるのではないかというふうな印象でございます。ただ、誤字が全くないわけではございませんし、私自身、議会事務局にてお世話になった際に、議事録の作成というものに携わらせていただいたものではございますけれども、文言の言い回し、数値の単位付加、方言などなど、手修正がどうしても必要なものになってまいります。

そうした中で、さらなる進化を自動生成A Iが可能とするのであれば、活用することも視野に入れてもいいのかなというふうな印象でございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

これはまだ新しいA Iという言葉で、これからの時代になかなか難しい。いろんなやっぱり利活用、うまいことすればいいんですけども、本当にSNSで今よく、やっぱり悪いことをする人とか、いろんな人がおります。これも一旦出たら大変なんです。

そして、最近報道されていましたがけれども、A Iで失業という言葉が出ていました。これはアメリカで現実に、大きな大手企業なんですけれども、やはりそういったこと、配置転換とか、そういったことも書いておりましたけれども、A Iが理由の人員削減、4割ぐらい削減できるだろうという報道もありました。しかし、これからはA I、なかなか難しいことですので分かりませんが、どういう使い方をされるか、もし使うならしっかりとやっていただきたいと思います。以上で終わります。

議長（西 昭夫君） これで大倉博議員の一般質問を終わります。

---

議長（西 昭夫君）　ただいま一般質問の途中ですが、本日の一般質問はこれにとどめ、これをもって延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君）　異議なしと認めます。したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、第4日目は10月5日午前9時30分から会議を開き、本日の日程に引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって延会いたします。

御苦労さまでした。

延　　会　　午後0時10分